平成２５年（フ）第１２４号
宮崎県延岡市浜砂２丁目18番19―110号　エレガンス浜砂Ⅱ
債務者　春元　崇寿
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２４号
沖縄県石垣市字真栄里756番地16　コーポマルモト206
債務者　宮里　輝晃
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第４５３８号
大阪市生野区小路２丁目12番６号　ニシウラハイツ201
債務者　濵田　実紀
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６５０号
大阪府東大阪市南荘町３番23号
債務者　森田　　徹
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６５１号
大阪府吹田市高城町１番９号
債務者　ＲＩＴＺこと　片岡　一人
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６５７号
大阪市港区三先２丁目15番32号
債務者　山本　　晃
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６５８号
大阪市港区三先２丁目15番32号
債務者　山本　あき
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７２１号
大阪府高槻市奈佐原２丁目６番９―203号
債務者　西野　賴男
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７３２号
大阪府東大阪市日下町４丁目２番49号
債務者　三好　照子（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７４７号
大阪市阿倍野区松虫通１丁目３番30号　シャーメゾン阿倍野301号
債務者　小嶺智恵子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８０２号
大阪市東淀川区西淡路５丁目８番18号　北陽マンション202
債務者　村上　泰範
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９９４号
大阪市西淀川区柏里３丁目１番13号　オームハイツ302号室
債務者　國重　清子（旧姓賀來）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３９号
大阪府大東市野崎１丁目12番27号　コスモハイツ206号
債務者　布村　洋之
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１６２号
大阪府東大阪市衣摺４丁目24番11号
債務者　川畑　耕一
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９３号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　小西　　薫（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９４号
大阪府東大阪市花園東町２丁目13―５―305、住民票上の住所大阪府東大阪市玉串町東１丁目12番３号　メゾンパルテールⅡ207号
債務者　坂田　笑子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０５号
大阪市東淀川区南江口１丁目５番２―607号
債務者　下坂　雅勝
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部